

別紙4-1必要諸室及び仕様 (R010731修正版)

必要諸室		室の使い方	特記事項	参考面積 (m ²)	建築				電気設備				機械設備		
区分	諸室名				カーテン ブラインド	2重床	移動間 仕切	その他	電話	TV	LAN	その他	空調	その他	
共通事項		<p>【一般事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広がりや明るさを感じさせる空間とし、圧迫感のない形態・色彩・照明計画とすること。 ・採光窓については、自然光が公式競技や興行等利用時の妨げとなるよう、遮光装置(電動)を設けること。 ・遮音・吸音を考慮すること。 ・プールサイドに面した諸室の窓には、ブラインド等を設置すること。 ・ドライゾーンとウェットゾーンを明確に区分したゾーニングとすること。 ・プールサイドへ外部から直接搬入できるルートを確保すること。 ・身体障害者や高齢者等の入水に配慮した階段等の設備は、移動可能な備品対応とすること。 ・屋内に誰でも利用可能な冷水器を設けること。 ・水温調整については、「プール公認規則」に従い、各競技に適した温度設定とすること。 ・水質については「遊泳用プールの衛生基準について」(厚生労働省)による水質基準以上とすること。 ・室温については、プール全体の温度分布に留意し、観客席と競技床面それぞれに快適な温度分布状況を維持する空調システムとすること。 ・高機能循環ろ過装置(オゾン浄化装置、紫外線殺菌装置、中空系膜装置等の高度処理装置を併設したもの)を設置すること。 ・可動壁は動作状況を確認しながら操作できること。 ・大型映像装置1面を設置すること。スクリーンサイズは高さ4m×幅11m程度、フルカラーLED(素子:3in1フルカラー、素子ピッチ:10.125mm) 以上とし、リザルト表示システム(時計・計測システム)と連動すること。選手、観客から見やすい位置に配慮すること。 ・大型映像装置は操作モニターの内容を投影できる性能を持たせることが望ましい。 ・音響対策に十分配慮し、残響が少なく明瞭度の高い音響計画とすること。 ・参考面積はあくまで参考面積であり、適切な配置及び面積を設定すること。 <p>【国スポ等大規模大会時対応事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国スポ等大会時の選手入場動線を考慮すること。 ・「プール公認規則(付則)」に定める競技用具のうち、自動審判計時装置等の設備備品の配線等の工事を伴うものは、配線ルート等を埋設で計画すること。 ・計時計測設備及び大型映像装置と連動した館内共聴設備を設置すること。 ・アーティスティックスイミング競技対応の水中サウンドシステム(備品対応)を整備すること。 ・国旗等を掲揚するため、速度可変式昇降装置付フラッグパネルを設置すること。 <p>※ 国スポ等大規模大会時には、競技役員等100名程度収容可能な諸室が必要となるが、隣接する施設内の諸室等を活用することを想定している。</p> <p>【国スポ等大規模大会時以外の利用方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大会運営及び一般利用時に支障が無ければ、別用途での利用も可能とする。 													
屋内水泳場	50m プール	<ul style="list-style-type: none"> ・大会や練習等で使用しない時には、県民利用を想定する。 ・「プール公認規則」による公称50m国内基準競泳プール(10レーン)、公称25m国内基準競泳プール(10レーン)、国内基準公認水球プールの公認取得が可能な計画とすること。 <ul style="list-style-type: none"> ・長さ :50.02m ・幅 :26.00m ・最大水深 :2.10m ・レーン数 :10レーン ・レーン幅 :2.50m ・可動床を設けることとし、そのレイアウトについては「別紙3可動床・可動壁の計画資料」を参照のこと。(原則として水深の無段階調整が可能なものとすること。) ・可動壁は、選手・審判員等の多人数の積載に耐えうる構造に配慮すること。 ・25m及び50m利用の組み合わせによる水深設定に配慮すること。 ・各種競技の他、想定される一般利用の形態に合わせて水深調整があらかじめ設定されたプリセットパターンを用意し、ボタン操作により、利用に合わせた変更操作を容易なものとすること。 ・身体障害者、高齢者等が利用しやすいように配慮すること。 ・照明は利用形態に合わせたパターン点灯が可能なものとすること。 ・プールサイドに視認性の高い水深表示装置を設置すること。 	2,749 m ²	○ 遮光	○ 可動床	○ 可動壁		○	○	○	○ 映像 音響 ○ 調光	○ 循環 ろ過 装置			

別紙4-2必要諸室及び仕様 (R010731修正版)

必要諸室		室の使い方	特記事項	参考面積 (m ²)	建築				電気設備				機械設備	
区分	諸室名				カーテン ブライント [*]	2重床	移動間 仕切	その他	電話	TV	LAN	その他	空調	その他
屋内水泳場	50mプール		<ul style="list-style-type: none"> 天井の染等の形状、照明器具の配列等をレーン方向に並行にする等、競技選手の心理的側面にも十分に配慮した計画とすること。 競技や観客に対するグレア等の支障が生じないように、遮光ブライントを設置する等の対処を行うこと。 プール室は既存25mプール室と屋内渡り廊下で接続すること。 											
	プール用観客席	<ul style="list-style-type: none"> ・プール大会時の観客席として活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 観客席レイアウトは、青森地域広域事務組合火災予防条例、興行場等に係る技術指針を踏まえた計画とすること。 固定席と仮設座席の合計で2,000席以上とする。固定席は1,000席以上。 固定座席は椅子背のある座席とする。(カップホルダーは事業者提案による) 固定座席1席あたりの幅は450mm程度、奥行きは450mm程度とすること。 固定席はプール長辺方向と平行に配置すること プール面から観客席最下段までの距離をできるだけ近づける等の工夫を講じること。 客席前後の間隔は900mm程度、レベル差は500mm程度とすること。 2列前の観客の頭越しにプールの端部が視認できる配置とすること。 客席・観覧席総数の0.5%以上を車いす対応とすること。 車いす使用者席は2か所以上異なる位置に分散して設けること。 車いす使用者席は少なくとも同時に2以上の車いすが利用できること。 車いす使用者席は固定席位置に確保すること。 車いす使用者席は床面または手すり等に車いす使用者用席であることを表示すること。 車いす使用者席は一台につき間口90cm以上、奥行き121cm以上とする。 座席にはチケット表記のための番号・記号が取り付けてあること。 	1315 m ² 通路含	○ 遮光								○	
	プールサイド	<ul style="list-style-type: none"> ・大会役員席や競技指導者の場としても活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> プールの周囲には大会運営に支障がない十分な寸法(6m以上)を確保すること。(但し、両サイドの寸法の和が16m以上となるよう確保すること。) 仕上げ等、利用者の安全性に配慮した計画とすること。 床暖房設備を設置すること。 	50mプール室 に含む										
その他整備諸室	記録室	<ul style="list-style-type: none"> 大会時の大型映像装置を操作する部屋として機能する。 競技判定及びタイムを記録する場所として機能する。 	<ul style="list-style-type: none"> 機器及び十分な操作スペースを確保すること。 室内より、大型映像装置の画面、及びスタート、ゴールサイドを容易に確認できる配置とすること。 プールサイドに直結する出入口を設けること。 プールサイドに面した位置とし、ガラス張り等により目視が容易に行えること。 	65 m ²	○ 遮光	○ OA フロア			○	○	○		○	
	審判室	<ul style="list-style-type: none"> 審判専用の更衣室・控室として機能する。 	<ul style="list-style-type: none"> 屋内水泳場に近接し、一般観客及び報道関係者から隔離されている場所に計画すること。 選手ロッカー室と動線上接觸しないこと。 ロッカー、椅子、テーブル、ホワイトボードを設置すること。 シャワールーム、洗面台、便所等を整備すること。 	33 m ²	○				○	○	○	○ 映像 音響	○	
	救護室	<ul style="list-style-type: none"> プール内急病人等の対応諸室として使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> プールとの動線に配慮すること。 事務室との位置関係や、外部の救急車の寄り付きスペース、ストレッチャーの動線(扉寸法、廊下幅員等)を考慮した計画とすること。 流し台を設置すること 	33 m ²	○				○	○	○		○	
	監視室	<ul style="list-style-type: none"> プールの安全管理・監視・事故防止のための監視・指導員のための室として利用する。 	<ul style="list-style-type: none"> プールサイドに面した位置とし、ガラス張り等により目視が容易に行えること。 死角なくプール全体を見渡すことができること。また利用者にとってわかりやすい位置に設けること。 可動床・可動壁の制御装置を設置すること。 	21 m ²	○	○ OA フロア		○ 可動 床・壁 制御	○	○	○		○	

別紙4-3必要諸室及び仕様 (R010731修正版)

必要諸室		室の使い方	特記事項	参考面積 (m ²)	建築				電気設備				機械設備	
区分	諸室名				カーテン ブラインド	2重床	移動間 仕切	その他	電話	TV	LAN	その他	空調	その他
プール関連諸室	ドーピング検査室	・国スポ等大規模大会時にドーピング検査のための室として利用する。 ・医務室や多目的トイレ等を、大規模大会時にドーピング室の機能を持たせ、活用することも可能とする。	・観客やメディア、来賓等の部外者が近づくことができない場所に設置すること。 ・検査対象選手のプライバシーに配慮した室配置、動線計画であること。 ・室内にトイレを配置、またはトイレを直近に配置すること。 ・事業者提案で、運営業務と絡めたその他の用途として会議室の利用を想定する際には、その用途に適した機能を適宜整備すること。	25 m ²	○	○ OA フロア			○	○	○		○	
	報道関係者控室	・大会時には記者の控え室として機能する。	・大会進行のわかる映像モニターや必要な弱電設備、電話回線を設置すること。	21 m ²	○	○ OA フロア			○	○	○		○	
	選手控室	・レース前の招集室として利用する。 ・待機する選手数を必要数想定すること。	・レーン数分の選手が一列に整列できる幅と、4~5列分の奥行を確保すること。 ・選手招集スペースと併せて必要面積を確保する計画とすること。 ・更衣室とプールとの動線に配慮した計画とすること。	88 m ²	○				○	○	○		○	
	放送室	・大会時の放送を管理する室として利用する。	・機器及び十分な操作スペースを確保すること。 ・室内より、大型映像装置の画面を容易に確認できる配置とすること。 ・プールサイドに設ける仮設の放送スペースと容易に器具を接続できる構造とすること。	32 m ²	○ 遮光	○ OA フロア			○	○	○		○	
	温浴槽ジャグジー	・プール利用者の身体を短時間で温めるために整備する。	・プール近傍に1か所設けること。	43 m ²										
	プール器具庫	・プール関連機器、備品類の収納場所として利用する。	・プールとの動線に配慮すること。 ・プール関連機器、備品等を余裕を持って収納できるスペースを確保すること。 ・外部からの大型備品搬出入にも対応できるように配慮すること。 ・冬季等においては壁面が結露し、床面が濡れないように配慮すること。 ・薬品等を保管する倉庫は、利用者がみだりに立ち入り出来ない構造とすること。 ・出入口に十分な幅を確保すること。 ・保管物品の状態を保つために湿気対策を講じるとともに、出隅部分等はクッション材で防護すること。 ・室を一室とするか、分割とするか等の配置計画については事業者提案による。	90 m ²										
更衣関係諸室	選手用ロッカー・シャワー・WC	・プールの利用者のための更衣室として機能する。 ・大会時には選手用の更衣室としても機能する。 ・シャワー、WCを整備する。	・プール用として男女各150人分以上のロッカーを設けること。 ・更衣室からプール及び各エリアへの動線に配慮すること。 ・シャワールーム、洗面所、便所等を整備すること。 ・ドライゾーンとウェットゾーンを明確に区分したゾーニングとすること。 ・車いす利用者が使用できるシャワーブースと更衣ブースを男女1か所以上設けること。	282 m ² 男女共	○				○	○			○	
	トレーニング室	・国スポ等大規模大会時等に選手のウォーミングアップやクールダウンに利用する。	・選手がマットを敷いて、ストレッチなどの行うための平場の空間とすること。 ・選手控室と動線に配慮した計画とすること。	88 m ²	○ 遮光				○	○	○	○ 映像 音響	○	
管理関係諸室	事務室	・本施設の管理運営に必要な事務を執り行う室とする。 ・受付、案内機能を併設する。	・全館放送の放送設備を設けること。 ・その他の仕様については維持管理、運営に基づいた事業者提案による。 ・受付、案内はメインエントランスに面して計画すること ・受付カウンターを設置すること。	51 m ²	○	○ OA フロア			○	○	○	○ 放送 設備	○	
	応接室	・一般的な応接室としての利用を計画する。		38 m ²	○ 遮光				○	○	○		○	

別紙4-4必要諸室及び仕様 (R010731修正版)